

定年退職後の再雇用制度の基準に関する労使協定書

株式会社 ○○○○と同社従業員代表 ○○一郎とは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項の規定に基づき定年退職後の再雇用制度の対象となる者の基準に関して、次のとおり協定する。

第1条 会社は、次のいずれにも該当する者について、定年退職後、継続して再雇用するものとする。

- ①過去○年間の出勤率○%以上の者。
- ②勤務に支障のない健康状態である者。
- ③過去○年間の平均人事考課が○以上の者。

第2条 本協定の有効期間は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに従業員代表のいずれからも申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成 年 月 日

株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○太郎 ⑩

株式会社 ○○○○ 従業員代表 ○○一郎 ⑩